

投資信託累積投資規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年1月1日付で改正を行います。

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>第7条 (収益分配金の再投資) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。<u>以下同じ。</u>)の非課税管理勘定(同条同項第3号に定める非課税管理勘定をいいます。<u>以下同じ。</u>)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。<u>ただし、非課税口座の非課税管理勘定で管理されている投資信託のうち特定非課税管理勘定に受け入れることができるものにかかる収益分配金の再投資については、再投資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での再投資ができますものとします。</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>5 <u>非課税口座の特定累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年分の特定累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。</u></p> <p>6 <u>非課税口座の特定非課税管理勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。</u></p> <p>7 <u>第3項および前二項の適用に関し、当該各勘定の非課税限度額を超える部分については、お客様が特定口座を開設されている場合は特定口座で、開設されていない場合は一般口座での買付けを行います。</u></p> <p>第8条～第10条 (省略)</p>	<p>第1条～第7条 (同左)</p> <p>第7条 (収益分配金の再投資) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。<u>(追加)</u>)の非課税管理勘定(同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。<u>(追加)</u>)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。<u>(追加)</u></p> <p>4 (同左) <u>(追加)</u></p> <p>第8条～第10条 (同左)</p>

以上